

**〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕**

担当課・係名	下水道課業務係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 333】
第5次総合計画掲載	基本方針（2）基本施策（5） 下水道を整え、清潔・快適・安全なまちをつくる

業務の名称	浄化槽雨水貯留施設転用補助金				
(1) 根拠法令・条例	長久手町補助金等交付規則、長久手町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	240 ( 800 )	320 ( 800 )	80 ( 400 )	400
(2) 補助率	3分の2以内（要綱要領で認められる補助率）上限額80,000円				
(4)業務期間	開始した年度	平成8年度	終了（予定）年度	年度	

(5) 業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	下水道接続時に不用になる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対してその費用の一部を町が補助することにより、資源の有効利用、降雨時の河川への雨水流入の軽減及び貯水活用による上水道の負担の軽減を図る。					
②補助対象	下水道法に基づく下水の処理の開始を告示した日または長久手町農村集落家庭排水施設設置に関する条例に基づく排水施設の供用の開始を告示した日から3年以内に、排水設備を設置することにより不用となった浄化槽の改造工事を自己資金により行う者					
③平成22年度実績	改造工事に要する費用の3分の2以内（上限額80,000円） 補助件数1件（平成23年1月末現在）					
④団体の事業活動（団体への補助の場合）	(団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %)					
⑤成果指標	成果を測る指標		指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア	補助件数		3件	4件	1件 (1月末現在)
	イ	補助金額 当初予算額	各年度で見込んだ補助 予算額の内、実補助額	30%	40%	20% (1月末現在)

(6) 遂行上の問題点、取組課題、改善方法（箇条書きで簡潔に記載）

・雨水貯留施設への転用工事は一般的に他の浄化槽処分方法より費用が高額であること、また浄化槽が経年劣化していると転用できない場合があることから、利用者数が伸びないことが課題である。

(7)評価	必要性	3	不用になる浄化槽の再利用と、雨水の貯水活用と二重の意味で資源の有効利用となり、降雨時の河川への雨水流入も減らせることから、町の事業として必要であると考えます。	総合評価
	有効性	3	環境保護の必要性が高まる中、下水道接続の機会を生かし浄化槽の貯留施設転用を勧めることは、長期的に生活環境保全に有効である。	

3